

## 医療法に基づく許可申請に係る標準処理期間に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）に基づく許可申請の事務に関し、行政手続法（平成5年法律第88号。）第6条及び豊橋市行政手続条例（平成9年豊橋市条例第1号。）第6条に規定する申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(標準処理期間等)

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する標準処理期間の算定については、申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分をする日までの日数（当該申請が到達した日に処分する場合においては、即日）とする。

3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算定しないものとする。

(1) 豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日の日数

(2) 申請時間を定め、その期間内に申請のあったものを一括として処理する場合における当該申請期間の末日までの日数

(3) 申請書の不備等を理由により補正するために必要とする日数（申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。）

(4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数

(5) 公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

(標準処理期間を公にする方法)

第3条 行政手続法第6条及び豊橋市行政手続条例第6条に規定するその他の適切な方法は、本市ウェブサイトへの掲載その他市長等が適当と認める方法により公にするものとする。

(適用除外)

第4条 申請に対する処分に異例な事務を必要とするものであって、市長等が第2条の標準処理期間の範囲内で処理することができないと認める場合は、当該標準処理期間を超えて処理することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事務の名称	関係する法令の条項等	標準処理期間
開設許可申請	法第7条第1項	28日（病院） 14日（診療所、助産所）
開設許可事項一部変更許可申請	法第7条第2項	14日
病床設置許可申請、病床設置許可 事項一部変更許可申請	法第7条第3項	14日
管理免除許可申請	法第12条第1項ただし書き	14日
管理者の兼任の許可申請	法第12条第2項	14日
医師宿直免除許可申請	法第16条ただし書き	14日
専属薬剤師免除許可申請	法第18条ただし書き	14日
施設使用許可申請	法第27条	14日